

業務における熱中症対策に関する費用計上について（実施要領）（港湾・漁港漁場）

1. 実施内容

- (1) 受注者が別途積み上げ計上を請求する施設・設備の種類や規模および設置期間については、受発注者協議のうえ決定するものとし、実施に際しては計画書を提出するものとする。
- (2) 受注者は、実施状況を書面にて提出し、調査職員は、熱中症対策を実施していることを確認する（立会）。
- (3) 熱中症対策に関する施設・設備の設置期間については、5月から10月までの期間内とする。

2. 熱中症対策費用（参考）

- (1) 熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）については、以下を想定している。

- ・熱中症飴、タブレット
- ・経口補水液
- ・熱中症対策キット
- ・ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
- ・クーリングベルト
- ・遮光チョッキ
- ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ
- ・空調服

- (2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、以下を想定している。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・暑さ測定器具 | ・遮光ネット |
| ・ドライミスト発生器具 | ・ミスト扇風機 |
| ・作業場用大型扇風機 | ・送風機 |
| ・エアコン | ・給水器 |
| ・シャワー室 | ・冷蔵庫 |
| ・製氷機 | ・自動販売機 |
| ・日除けテント | ・簡易休憩所 |
| ・休息車 | ・クーラーボックス |
| ・熱中症対策バンド | |